

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2020年9月の相談状況
「制度がわからない、どこに聞けばいいの？周知の仕方に課題あり！」

1. 労働相談の概況

(1) 相談件数について

- 資料-1 「2020年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
- 資料-2 「2020年9月 相談者数（雇用形態・男女、業種別）」
- 資料-3 「2020年9月 相談件数（雇用形態別）」

相談者数は80人、相談件数は127件、一人当相談件数は1.59件となりました。
対前月比は-3人・-3件となり、一人当相談件数は+0.02Pとなっています。

【相談者数・相談件数・一人当相談件数の比較】

	相談者（人）	相談件数（件）	一人当相談件数（件）
2020年 9月	80	127	1.59
2020年 8月	83	130	1.57
2019年 9月	75	108	1.44

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 資料-2 「2020年9月 相談者数（雇用形態・男女、業種別）」
- 資料-3 「2020年9月 相談件数（雇用形態別）」

相談者数80人の内訳は、社員38人、期限付雇用契約者（契約・パート・バイト・嘱託・季節・派遣）40人となっており、男女比では男性46人・女性34人となっています。

相談件数127件の内訳は、社員68件、期限付雇用契約者（契約・パート・バイト・嘱託・季節・派遣）56件となっており、男女比では男性81件・女性46件となっています。

【雇用形態別 相談者数（人）】

	社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	33	5		2	1		3	2	46
女	5	8	17	1			3		34
計	38	13	17	3	1	0	6	2	80

【雇用形態別 相談件数（件）】

	社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	60	8		5	1		4	3	81
女	8	11	22	1			4		46
計	68	19	22	6	1	0	8	3	127

相談者数を男女比でみた場合、女性の相談が多く、雇用形態別にみると男性は社員に、女性は社員と期限付雇用契約者に分散しています。また相談件数でも男性は社員に集中し、女性は社員と期限付雇用契約者に件数が分散しています。

(3) 業種別相談状況について

資料-4 「2020年 業種別 相談者数 月別集計」

資料-5 「2020年9月 相談件数(業種別)」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次のとおりです。

	相談者数	相談件数
A農林水産業		
B鉱業・採石業		
C建設・設計・重機業	3	6
D食品製造・加工業	3	3
Eその他製造業	2	2
Fエネルギー・水道業		
G通信・報道・IT業	3	6
H交通業	3	6
I陸運・倉庫業	6	11
J卸・小売・飲食業	19	31
K商品斡旋・リース業		
L金融・保険業	2	5
M不動産業		
N医療・保健・医薬品業	1	2
O社会福祉・介護業	11	14
Pビル管理・警備業	2	3
Q労働者派遣業		
R教育・学習支援業	1	1
S会計・行政・法律事務所		
T宿泊・娯楽業	1	2
U複合サービス業	2	2
Vその他サービス業	17	25
W廃棄物処理業	2	5
X公務・公共サービス		
Y分類不能・その他	2	3

相談者数、相談件数共に、「卸・小売・飲食業」「その他サービス業」「社会福祉・介護業」に集中しています。

(4) 相談内容について

資料-3 「2020年9月 相談件数(雇用形態別)」

資料-6 「2020年 月別集計 相談件数(相談項目別)」

① 相談項目別の相談件数の分布は次のとおりです。

「労働組合関係」 1件(不当労働行為1件)

「労働契約関係」 29件(就業規則・雇用契約19件、配転出向3件、雇用形態1件、その他6件)

「賃金関係」 14件(不払残業・割増賃金6件、賃金未払3件、一時金1件、最低賃金1件、その他3件)

「労働時間関係」 18件(年次有給休暇9件、休日・休息4件、長時間労働1件、労働時間延長・短縮1件、その他3件)

「雇用関係」 15件(解雇・退職強要・契約打切9件、解雇予告手当2件、休業補償2件、その他2件)

「退職関係」 17件(退職金・退職手続10件、その他7件)

「保険・税関係」 7件(雇用保険・労災保険5件、その他2件)

「安全衛生」 9件(安全衛生4件、労働災害3件、その他2件)

「差別など」 10件(嫌がらせ・パワハラ9件、その他1件)

「その他」 7件(経営問題・労務管理2件、その他5件)

労働契約関係では、「就業規則・雇用契約」に集中しています。

労働時間関係では、「年次有給休暇」となっており、賃金関係の相談は、「不払残業・割増賃金」に集中しています

② 相談内容と雇用形態の内容を検証すると次のとおり分布されます。

	社員		契約		パート		バイト		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合	1																1	0
契約	12	3	5	2		3	1						1	1	1		20	9
賃金	9						2	1					2				11	3
時間	7			3		7			1								8	10
雇用	6			2		4	1						2				9	6
退職	7	2	1	2		2							1	1	1		10	7
保険	3		1			2									1		5	2
安全	7		1			1											8	1
差別	4	2		2		2											4	6
他	4	1				1	1										5	2
計	60	8	8	11	0	22	5	1	1	0	0	0	4	4	3	0	81	46

「社員」の抱える相談項目が68件と相談件数全体の54%を占めています。

「期限付雇用契約者（契約・パート・バイト・嘱託・季節・派遣）」は56件で相談件数全体の44%を占めています。

男性は「社員」の割合が高く、女性は「期限付雇用契約者」の割合が高くなっています。

(5) 違法件数について

資料-3 「2020年9月 相談件数（雇用形態別）」

資料-7 「2020年 月別集計 違法件数（相談項目別）」

80人から寄せられた127件の相談中、違法と判断される項目は44件となっています。34.6%が違法という状況です。44件の主な内訳は次のとおりです。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
労働組合関係	1件	100.0%	1件
労働契約関係	13件	44.8%	29件
賃金関係	8件	57.1%	14件
労働時間関係	5件	27.8%	18件
雇用関係	7件	46.7%	15件
退職関係	1件	5.9%	17件
保険・税	0件	0.0%	7件
安全衛生	5件	55.6%	9件
差別	3件	30.0%	10件
その他	1件	14.3%	7件
総数	44件	34.6%	127件

2. 雇用情勢について

9月の相談状況は、相談者数・相談件数ともに対前年を上回りました。一人当たりの相談件数も1.59件と対前年を上回り、さらに本年の最高値を記録していることから、相談者が抱える相談項目の多重化傾向が強まっていることが読み取れます。

正社員男性からの相談が最も多く、相談内容は「労働契約関係（就業規則・雇用契約）」「労働時間関係（年次有給休暇）」「退職関係（退職金・退職手続き）」に集中しました。男女比では男性は社員に相談者が集中し、女性は社員と期限付雇用契約者（契約・パート）に集中しています。

違法率は34.6%となっており、本年の最低値となりました。

業種別相談状況では、「卸・小売・飲食業」「その他サービス業」「社会福祉・介護業」に相談者数・相談件数が集中しています。

有効求人倍率が悪化する一方、離職による新規求職者は増加しており、「企業は助成金を活用して雇用維持している状況。助成期間終了後に求職者が増加する可能性もあり、動向を注視」【北海道労働局】としています。

コロナ解雇、雇い止めは非正規中心に増加しており、安倍政権で働き手は増えたが多くは非正規で、コロナ禍において真っ先に雇い止めとなりました。早期退職、希望退職を募る企業も増加しています。残された現場の管理や仕事量も増える中、副業も拡大しており働き過ぎも懸念されています。

今春卒内定取り消しはコロナの影響で昨年の5倍となり、東日本大震災翌年の12年春以来8年ぶり。高校3年生を対象にした企業の採用選考が例年より1ヵ月遅れで始まりました。北海道労働局によると、高校生の求人は前年比2割減。特に感染拡大で苦戦が続く宿泊・飲食業は半減しており、「希望通り就職できるか心配」との声が上がっています。学校現場ではコロナによる臨時休校の影響で学習の遅れや準備期間も限られたことから、「就職後にミスマッチに悩む生徒が増えかねない」と懸念されています。また、コロナ禍における不安定な条件で働くリスクが高まることから、ワークルールに関する学校教育の充実が求められています。

労働相談が多く寄せられている、「労働契約関係（就業規則・雇用契約）」では、事業主が一方的に不利益変更を強行する、または契約不履行に限定されている状況が続いています。対象となった職場に適正な労務管理は存在せず、ずさんな労務管理・事業運営が横行しています。また、新型コロナウイルス感染症に伴う助成金や給付金の制度について、制度の利用が事業主側の裁量となり、従業員が望んでも制度を申請しない例や、個人が申請できる生活支援制度を知らない、知らされていない、どこに相談すればいいかわからない、などの声も多く相談に寄せられています。

私たちは今こそ健全な労使関係に基づき、互いに知恵を出し合い、未曾有の難局を乗り越えなければなりません。その一方で、労働者を守るのは労働者自身であり、働く仲間の団結であることもまた事実です。

今すぐ命と生活を守る行動を！関係機関（労働組合・弁護士・労働局）に相談してください。